

■最近の話題を考える“知財NEWS” 知財トピックス (2016. 1)

職務発明制度

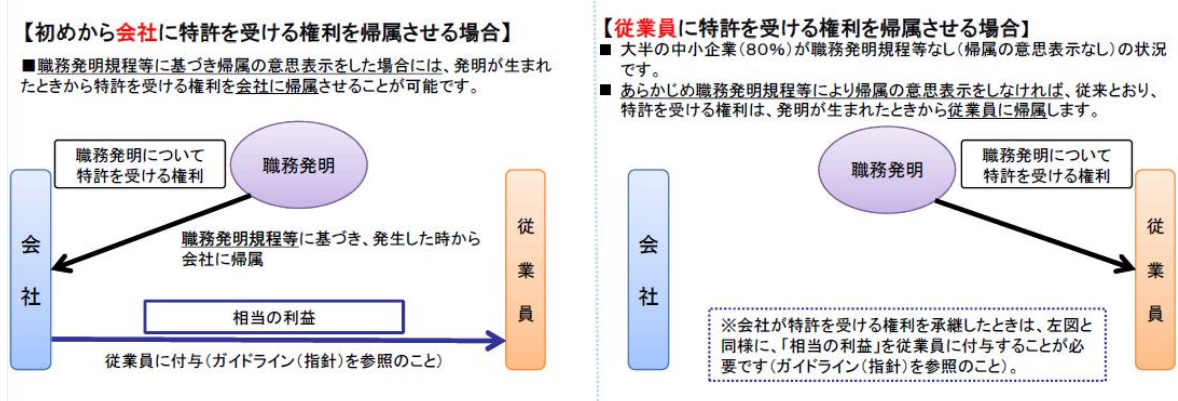
「改正特許法第 35 条第 6 項のガイドライン（指針）案」の公表

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いします。

さて、新年最初の知財ニュースは、今年、知財担当者等にとっては、もっとも重要な業務になると思われる「職務発明制度の改正」に関するガイドライン案についてです。



出典：中小企業のための職務発明規定導入について<平成 27 年度法改正を受けて>
特許庁（独）工業所有権情報・研修館 著

上の図は、今回の改正の骨子を示した図です。既に皆様ご存じのように、職務発明規定等によって会社が帰属の意思表示をした場合には、職務発明は最初から会社に帰属するものの（左図参考）、職務発明規定等がなく、会社が帰属の意思表示をしていない場合には、従来通り、職務発明は従業員に帰属する（右図参考）という形に、改正されました。

そして、昨年 11 月 13 日に「ガイドライン（指針）」の案が公表されました。

(http://www.jpo.go.jp/iken/pdf/151113_kaisei_tokkyohou/01.pdf)

通常、「案」は、そのまま正式なものとして施行されるので、今回、この「ガイドライン（指針）案」の内容を確認しました。

「ガイドライン」という以上、個人的には、「職務発明規定の新しい雛形」や、「相当の利益の内容や額」等が、目安として、具体的に提示されるものと思っておりました。

しかし、公表された内容は、不合理性の判断基準になる「協議の状況」「開示の状況」「意見の聴取」の各具体例を挙げ、そのような事例について、各々が、不合理性があるかないかを、列挙したものでした。

もちろん、これからの手続きを、適正且つ誠実に行うことは重要だと思えます。しかし、このガイドラインの公表まで、「職務発明規定」の変更（作成）を待っておられた方にとっては、やや拍子抜けになったのではないのでしょうか。

なお「職務発明規定の新しい雛形」については、昨年の第 13 回特許制度小委員会 (https://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/shingikai/pdf/newtokkyo_shiryu013/05.pdf) で資料 5 として配布されていますので、参考にして頂ければと思います。

担当者の方は、これから改正法が施行される 4 月まで、対応業務で忙しくなると思いますが、是非、頑張ってください。

以上